

令和4年（納）第5号

課 徴 金 納 付 命 令 書

大阪市浪速区芦原一丁目3番18号

東洋紙業株式会社

同代表者 代表取締役 《 氏 名 》

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

東洋紙業株式会社（以下「東洋紙業」という。）は、課徴金として金3億1686万円を令和4年10月4日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金に係る違反行為

東洋紙業は、別添令和4年（措）第2号排除措置命令書（写し）記載のとおり、他の事業者と共同して、別紙1記載のデータプリントサービス（以下「特定データプリントサービス」という。）について、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定データプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第7条の2第1項に規定する役務の対価に係るものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 東洋紙業は、特定データプリントサービスを請け負う事業を営んでいた。

イ 東洋紙業が前記1の違反行為の実行としての事業活動を行った日は、平成28年10月7日以前であると認められる。また、東洋紙業は、令和元年10月8日以降、当該違反行為を取りやめており、同月7日にその実行とし

ての事業活動はなくなっているものと認められる。したがって、東洋紙業については、当該違反行為の実行としての事業活動を行った日から当該違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が3年を超えるため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第45号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「改正前の独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定により、実行期間は、平成28年10月8日から令和元年10月7日までの3年間となる。

ウ 前記実行期間における特定データプリントサービスに係る東洋紙業の売上額は、改正法附則第6条第1項のなお従前の例によることとする規定により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第260号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第5条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、別紙3記載の物件に係る21億1245万9133円である。

(2) 東洋紙業は、別紙4記載の5社と別紙4「期間」欄記載の期間共同して、継続的に、特定データプリントサービスについて、他の請負業者からなされたそれぞれの受注希望を受けて、26社の受注希望、毎年発注される特定データプリントサービスについては26社の過去の受注実績、新たに発注される特定データプリントサービスについては26社の日本年金機構に対する仕様の作成等への協力状況等を勘案して、他の請負業者の取引の相手方を指定していた者である。したがって、東洋紙業は、改正法附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の独占禁止法第7条の2第8項第2号に該当する者であり、同項の規定の適用を受ける事業者である。

(3) 東洋紙業が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、改正法附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の独占禁止法第7条の2第1項及び第8項の規定により、前記21億1245万9133円に100分の15を乗じて得た額から、独占禁止法第7条の8第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された3億1686万円である。

よって、東洋紙業に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき、主文の

とおりに命令する。

令和4年3月3日

公正取引委員会

委員長 古谷 一之

委員 山本 和史

委員 三村 晶子

委員 青木 玲子

委員 小島 吉晴

注釈 《 》部分は、公正取引委員会事務局において原文に匿名化等の処理をしたものである。

別紙 1

日本年金機構が一般競争入札又は見積り合わせの方法により発注する下表記載の業務に係るデータプリントサービス

| 番号 | 名称 |
|----|---|
| 1 | ねんきん定期便の作成及び発送準備業務（直近1年間通知者用） |
| 2 | ねんきん定期便の作成及び発送準備業務（全期間通知者用） |
| 3 | 複数年金受給者の年金額改定通知書等の作成及び発送準備業務 |
| 4 | 統合通知書等の作成及び発送準備業務 |
| 5 | 国民年金過年度保険料催告状兼納付書の作成及び発送準備業務 |
| 6 | 国民年金保険料納付書（7月定時分）の作成及び発送準備業務 |
| 7 | 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の作成及び発送準備業務 |
| 8 | 年金振込通知書の作成及び発送準備業務（8月定期支払分） |
| 9 | 年金振込通知書の作成及び発送準備業務（10月定期支払分） |
| 10 | 年金振込通知書の作成及び発送準備業務（年間分） |
| 11 | 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の作成及び発送準備業務 |
| 12 | 国民年金保険料納付書（4月定時分）の作成及び発送準備業務 |
| 13 | 国民年金保険料の年末・年度末収納対策用納付書の作成及び発送準備業務 |
| 14 | 国民年金保険料納付書（随時分）の作成及び発送準備業務 |
| 15 | 公的年金等の源泉徴収票の作成及び発送準備業務 |
| 16 | 年金振込通知書の作成及び発送準備業務（6月定期支払 端数非改定者分） |
| 17 | 5年後納制度のお知らせの作成及び発送準備業務 |
| 18 | 算定基礎届等及び賞与支払届等の作成及び発送準備業務 |
| 19 | 保険料納入告知額・領収済額通知書の作成及び発送準備業務 |
| 20 | 年金生活者支援給付金請求書（ハガキ形式のターンアラウンド請求書）の作成及び発送準備業務 |
| 21 | 年金生活者支援給付金 支給決定通知書・不該当通知書の作成及び発送準備業務 |
| 22 | 年金生活者支援給付金 振込通知書（定時・随時）の作成及び発送準備業務 |

別紙 2

| 番号 | 用語 | 定義 |
|----|-------------|--|
| 1 | 他の請負業者 | 別添令和 4 年（措）第 2 号排除措置命令書（写し）の別表 5 記載の 2 2 社 |
| 2 | 2 6 社 | 別添令和 4 年（措）第 2 号排除措置命令書（写し）の別表 1 記載の 2 5 社及び北越パッケージ株式会社の 2 6 社 |
| 3 | データプリントサービス | 発注者から発注者の顧客のデータを預かり，データの編集・加工，印刷・印字，封入・封かん，発送準備などを行う業務 |

別紙 3

課徴金算定対象物件一覧

| 番号 | 業務の名称 | 入札期限等 |
|----|--|-------------|
| 1 | 国民年金保険料の年末・年度末収納対策用納付書の作成及び発送準備業務 | 平成28年10月27日 |
| 2 | 国民年金保険料納付書(平成29年4月定時分)の作成及び発送準備業務 17枚固定 | 平成28年11月24日 |
| 3 | 公的年金等の源泉徴収票の作成及び発送準備業務 | 平成28年12月5日 |
| 4 | 国民年金保険料納付書(随時分)の作成及び発送準備業務(平成29年4月～平成30年3月発送分) 週次分 | 平成29年2月3日 |
| 5 | 複数年金受給者の年金額改定通知書等の作成及び発送準備業務 【区分B】 | 平成29年3月31日 |
| 6 | 統合通知書の作成及び発送準備業務(平成29年4月改定分) 【区分A】 | 平成29年4月26日 |
| 7 | 年金振込通知書の作成及び発送準備業務(平成29年10月定期支払分) | 平成29年9月4日 |
| 8 | 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の作成及び発送準備業務 区分C | 平成29年9月14日 |
| 9 | 国民年金保険料納付書(平成30年4月定時分)の作成及び発送準備業務 17枚固定 | 平成29年11月6日 |
| 10 | 公的年金等の源泉徴収票の作成及び発送準備業務 | 平成29年12月7日 |
| 11 | 国民年金保険料納付書(随時分)の作成及び発送準備業務(平成30年4月～平成31年3月発送分) 週次分 | 平成30年1月23日 |
| 12 | 複数年金受給者の年金額改定通知書等の作成及び発送準備業務 【区分B】 | 平成30年3月27日 |
| 13 | 年金振込通知書・統合通知書の作成及び発送準備業務(平成30年度) 【区分A】 | 平成30年4月24日 |
| 14 | 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の作成及び発送準備業務 【区分A】 | 平成30年8月8日 |
| 15 | 年金振込通知書の作成及び発送準備業務(平成30年10月定期支払分) | 平成30年8月28日 |

| 番号 | 業務の名称 | 入札期限等 |
|----|--|-------------|
| 16 | 国民年金保険料納付書（平成31年4月定時分）の作成及び発送準備業務【17枚固定】 | 平成30年11月12日 |
| 17 | 算定基礎届等及び賞与支払届等の作成及び発送準備業務（案件番号1） | 平成30年11月12日 |
| 18 | 公的年金等の源泉徴収票の作成及び発送準備業務 | 平成30年12月6日 |
| 19 | ねんきん定期便の作成及び発送準備業務（平成31年4月～平成32年3月発送分）〔①直近1年間通知者用〕 調達区分1 | 平成30年12月21日 |
| 20 | 国民年金保険料納付書（随時分）の作成及び発送準備業務（平成31年4月～平成33年3月発送分） 週次分 | 平成31年2月4日 |
| 21 | 複数年金受給者の年金額改定通知書等の作成及び発送準備業務【区分B】 | 平成31年3月20日 |
| 22 | 統合通知書の作成及び発送準備業務（平成31年度）【区分①】 | 平成31年4月16日 |
| 23 | 国民年金保険料納付書（平成31年7月定時分・過年度分）の作成及び発送準備業務【区分A】 | 令和元年5月8日 |
| 24 | 年金生活者支援給付金請求書（ハガキ形式のターンアラウンド請求書）の作成及び発送準備業務【区分B】 | 令和元年6月28日 |
| 25 | 年金振込通知書の作成及び発送準備業務（平成31年8月定期支払分） | 令和元年7月2日 |
| 26 | 年金振込通知書の作成及び発送準備業務（平成31年10月定期支払分） | 令和元年7月2日 |
| 27 | 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の作成及び発送準備業務【継続分】 | 令和元年7月31日 |

別紙 4

| 番号 | 事業者 | 期間 |
|----|-------------|----------------------------------|
| 1 | ナカバヤシ株式会社 | 遅くとも平成28年5月6日から 令和元年10月7日までの間 |
| 2 | 共同印刷株式会社 | 遅くとも平成28年5月6日から 令和元年10月7日までの間 |
| 3 | 北越パッケージ株式会社 | 遅くとも平成28年5月6日から 同年9月末頃までの間 |
| 4 | 株式会社ビー・プロ | 遅くとも平成28年5月6日から 令和元年10月7日までの間 |
| 5 | 株式会社谷口製作所 | 平成28年11月頃から 令和元年10月7日までの間 |